

平成 25 年度北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する 技術検討会議事録

1. 日 時：平成 26 年 2 月 24 日（月）13:00～17:10

2. 場 所：農林水産省農村振興局第 2 会議室

○水資源課濱井課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会」の委員長である室本整備部長からご挨拶申し上げます。

○室本整備部長

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」にご出席頂きまして、また、日頃から農業農村整備事業全般にわたりご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

農水省では、昨年から今年にかけて、かなり政策上の大きな変化がでてきたところでございます。

一点目として、昨年、総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部が官邸に設置され、政府として「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられました。

この中で、農地中間管理機構を各都道府県に一つずつ設置することと致しまして、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などにより生産コストを大幅に低減すること、それから経営所得安定対策と米の生産調整の見直しを進めること、農業の構造改革を後押ししながら農村の多面的機能の発揮を進めていく取り組みを推進していくこととして、産業政策と地域政策を車の両輪として推し進め、結果として、農村に住む農家所得を今後 10 年間で倍増させることを位置付けております。

もう一点は、昨年 12 月に「国土強靱化基本法」が成立しました。私どもの関連である農業水利施設は戦後の高度経済成長期に造成されましたが、施設の老朽化が進んでおり、更新時期に差し掛かっているところです。農業水利施設の更新は待ったなしの状況であり、国としても生産基盤の整備を推進し、食料の安定供給、国土保全等の多面的機能の発揮を図っていただかなければいけないと思っております。

平成 26 年度は、今申し上げた 2 つの施策の推進元年であり、施策の浸透を含め、年明けから全国で説明会を開催してきたところであり、裏付けとなる予算案についても開会中の国会で審議中でございます。併せて、このプランに沿って「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行うこととしており、食料・農業・農村政策審議会において、見直し作業を始めております。

本日は、北海道において実施中及び実施しました補助事業地区のうち、評価実施地区 9 事業種 14 地区について、限られた時間ではございますが、ご審議いただきご意見を頂くことになっていきます。各委員におかれては、専門のお立場から忌憚のないご意見等をいただけますよう、お願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○水資源課濱井課長補佐

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます（各委員を簡潔に紹介）。続きまして、本省側の本日の出席者でございますが、時間も限られておりますので、お手元の座席表により省略させていただきます。

まず、議事に入ります前に、本日の配付資料についてご確認ください。お手元にお配りしております説明資料が、資料の1から5、参考資料の1から3とございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、本日のスケジュールについてご説明いたします。

この後、議事に入りまして、委員の方々に本検討会の運営等について決定して頂き、続いて、再評価結果書(案)への意見聴取、引続き、事後評価結果書（案）への意見聴取という順で進めて行きたいと思っております。

予定時刻の17:10までに終わるように進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議題の1番目、本検討会の運営等についてでございます。

具体的な運営等については、①委員長の選出、②検討会提出資料の公表、③議事録の取り扱いについて、各委員により協議頂きたいと思っておりますが、事前に協議を行って頂いていると伺っておりますので、委員長からご報告をよろしくお願いいたします。

○長澤委員長

それでは私の方から技術検討会の運営について報告させていただきます。

委員長の選出に当たっては、「技術検討会規則の第3の3」の規定に基づきまして、委員の互選と言うことで、協議いたしました結果、私（長澤）が委員長をさせて頂くことになりました。

また、本委員会の具体的な運営方法等について協議した結果を報告いたします。

- ・ 委員会提出資料については、公表とする。
- ・ 議事録については、発言者の氏名を明記の上、公表する。

以上のとおりとします。

○水資源課濱井課長補佐

ただ今、長澤委員長からご報告がありましたように、本委員会を運営していきたいと思っております。それでは、以降の議事進行は長澤委員長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長澤委員長

本検討会が透明性、客観性を確保しつつ、また、効率的な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議次第に従いまして、進めさせていただきますが、本日の予定としましては、まず再評価についてご説明頂き、質疑を行い、その後、事後評価の2地区の説明と質疑に移りたいと思っております。ここまでする15時を目途に進めて参りたいと思っております。10分程度の休憩を挟んで、残りの事後評価3地区の説明と質疑、その後、事前にご説明頂いておりました残りの8地区に関する各委員の意見と事務局の対応状況及び質疑を行い、それらを踏まえて、全地区の第三者意見に係わる取りまとめの方向を議論したいと思っております。これらの検討会議事を、17時を目途に終えたいと思っておりますので、事務局の説明は評価の要点等を踏まえ要領よくご説明頂くなど、審議にご協力をお願い致します。それでは、再評価結果（案）について、事務局から説明をお願いします。

○水資源課濱井課長補佐

まず、具体的な地区の説明に先立ちまして、再評価の進め方について、資料－1に基づき、ご

説明させていただきます（資料－１に基づき説明）。

○防災課鈴木課長補佐

続きまして、地すべり対策事業「幸内地区」についてご説明致します（資料－２に基づき説明）。

○長澤委員長

ありがとうございました。

只今説明がありました再評価にかかる幸内地区の評価結果（案）について、ご質問等を承りたいと思います。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いします。

○大熊委員

事前説明において、工事費は国と道とが負担すると聞いていましたが、負担の割合について教えてください。

○防災課鈴木課長補佐

国と道とで 50%ずつです。

○大熊委員

新たに工事費が増加した分についても同様でしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

国と道とで 50%ずつで負担割合の変更はありません。

○岡村委員

基礎資料の最後のページの写真に「横ボーリング工」とありますが、他の資料では、「集・排水ボーリング」となっているので名称を統一してほうがよいのではないのでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

ご指摘を踏まえて、対応したいと思います。

○佐久間委員

現地調査で質問をした際に、最終的な事業量は未確定ということでしたが、残事業の排土工の 38 千㎡についても最終的な排土量ではなく、想定している排土量であるということですのでよろしいでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

そのとおりです。

○長澤委員長

地区別資料の 1 ページ目の下にある項目「イ 関連事業の進捗状況」に記載している内容が分かりづらいと思います。そもそも、ここで記載している「関連事業」や「国営附帯地区」は何をさしているのでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

様式自体が、国営関連事業や道営かんがい排水事業等の土地改良事業を念頭に作成されていて、地すべり対策事業の「幸内地区」では関連事業もなく、また、国営附帯地区としても位置付けられてはいません。

○長澤委員長

残事業の補償費 1 式、河川帯工は国土交通省が工事を実施するのでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

本事業のなかで工事を実施します。

○長澤委員長

融雪により地下水位が上昇したため抑止工を少なくして、違う対策工法を採用したとのことで、これはどのような理由からなののでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

当初は安全率の考え方に基づいて、施設設計を行っていましたが、地下水位が急激に上昇したために当初想定していた抑止工を実施するよりは、新たな対策工事を実施したほうが安価な施工で、また安全率も上昇するということからです。

○大熊委員

本地区は、事業工期が伸びて予算が倍増しており、実際に工事を行っている際にも予測されていると思いますが今回は予測することができなかったということでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

ある程度の地下水位の上昇は予測しているものの、想定外の地下水位の上昇については事前に把握しきれない面があります。一般的な融雪による地下水位の上昇については、設計の際に想定していますが、本地区の想定外の急激な地下水位の上昇は把握しきれなかったことになります。

○大熊委員

事業を実施する際には、予想外に工期が伸びた、事業費が増えたということはよくあることなのではないでしょうか。

○防災課鈴木課長補佐

地下水位を的確に把握することは難しいところがあります。また、本地区は、豪雨により河床低下が進行したこともありましたが、現在の技術では、事前の段階で地区毎に確実にどの範囲で地すべりが発生するのかを予測することが難しく、地すべりに関しては、実際の工事の際に、工事内容が変更することはあり得ます。

○大熊委員

わかりました。

○長澤委員長

この後、「第三者の意見」を取りまとめることになりますが、事後評価地区の審議もありますので、再評価、事後評価を含めて第三者意見の取りまとめの方針について、後ほど一括して審議

したいと思いますが、このような取り扱いとしてよろしいでしょうか（各委員異議なし）。

それでは、引き続き、事後評価結果（案）について事務局から説明をお願いします。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

個別地区の評価結果（案）の説明に入る前に、全体的な事後評価の進め方について説明したいと思います（資料－３に基づき説明）。

○長澤委員長

冒頭に説明したとおり、事後評価地区２地区の説明をお願いします。まずは、「中篠津南地区」からお願いします。

○農地資源課吉田課長補佐

（資料４の詳細説明地区「経営体育成基盤整備事業「中篠津南地区」」に基づいて説明）

○長澤委員長

それでは、説明内容についてご自由に発言をお願いします。

○波多野委員

はくさい、たまねぎが減少したのは、どのような理由からなのでしょう。

○農地資源課吉田課長補佐

農業機械の大型化が図られ、土地利用型の小麦、大豆といった作物が増加したためです。

○波多野委員

農業政策が及ぼした影響はありませんでしたか。

○農地資源課吉田課長補佐

農業政策上の影響というよりは、むしろ、労働力の実情が、はくさい、たまねぎの生産から小麦、大豆に切り替ったことが背景にあると考えています。

○波多野委員

基礎資料の４ 事業効果の発現状況の（４）その他特記すべき事項の中に、事業による波及的な効果ともいふべき内容が記載されていますが、地区別結果書には、波及的な効果について言及されていません。本事業を実施したことによって、この地区が良くなったといった波及的な効果を列挙するとしたらどのようなものが考えられるのでしょうか。

○農地資源課吉田課長補佐

基礎資料の（４）その他特記すべき事項にある、「①整備コストの縮減の取り組み」は 地区別結果書に盛り込むべき箇所が見当たらなかったことから、基礎資料のみに記載しています。安全・安心な農業の取り組みである減農薬、減化学肥料栽培については、現地に確認したところ、事業を実施する前から取り組んでおり、本事業を契機に環境保全型農業への取り組みが開始されたわけではないため、地区別結果書には書き込んでいません。

○波多野委員

事業を契機に減農薬、減化学肥料栽培の面積が増加したといった指標ではなく、環境保全型農業に取り組む生産集団が新たに生まれ、道からエコファーマー認定を受けたといったことはなかったということでしょうか。国としても、環境保全型農業を推進しており、事業を契機に生産性が上がったばかりではなく栽培技術が向上し、環境保全型農業に貢献しているのであれば、地区別結果書に書き込むのも一案かと思います。

○農地資源課吉田課長補佐

環境保全型農業への意識が高まったことはいえますが、数値的に示すことが難しかったこともあり、波及的効果を評価書には書き込んでおりません。

○波多野委員

「ナナツボシ」や「ユメピリカ」といった良食味の低タンパク米を生産するのには、施肥などの栽培技術が必要であり、栽培技術を向上させるためには生産基盤整備の効果があるはずであり、少しもったいない気がします。

○長澤委員長

基礎資料についても公表されるのでしょうか。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

技術検討会の際に用いた資料として公表されます。

○波多野委員

地区別結果書の4 事業効果の発現状況のなかで、「(3) 事業による波及的効果」を設けて、波及的効果を評価することが多いはずなのですが、本地区では、波及的効果の評価を地区別結果書に盛り込んでいないということです。

○長澤委員長

それでは、地区別結果書の「(4) 費用対効果分析の結果」を「(3) 費用対効果分析の結果」に修正することも含めて、再度整理をお願いします。最後に全体の議論も含めた討議の時間を設けます。

○佐久間委員

一点よろしいでしょうか。換地手法を用いて区画整理を行い経営規模の拡大を図っていますが、農地集団化を図る際に事業実施前の団地数と事業実施後の団地数の変化はわかりますか。もしかしたら地元では把握しているのかもしれませんが。

○農地資源課吉田課長補佐

事業実施前後での団地数の変化については、手元に資料がありません。

○佐久間委員

わかりました。

○長澤委員長

それでは、次の地区となる「第2福梅地区」の説明に移りたいと思います。

○水資源課濱井課長補佐

(資料4の詳細説明地区「畑地帯総合整備事業「第2福梅地区」」に基づいて説明)

○長澤委員長

地区別結果書の「今後の課題等」で「暗きょ排水などの維持保全を図る管理を適切に行うこと」が今後の課題になると言及しており、農家の自助努力に期待するということになると思いますが、具体的には、農家が補助暗きょやサブソイラによる心土破碎を行い、暗渠の機能を持続的に発揮すべき、という意味合いなのでしょうか。

○水資源課濱井課長補佐

整備した施設の保全管理は、農家による営農の部分で対応するところもあります。本地域は集中豪雨が激しいといったところがあり、過去の降雨量のデータを調べたところ、10月、11月の降雨量が多く、普通であれば月累計で100ミリ未満のところ、去年は120ミリ、130ミリと続いています。だからといって、常に基盤整備事業を続けるのは、費用対効果の面から適切ではありませんので、苦しいところもあるかもしれませんが、排水不良の部分は、営農のなかでも対応していく必要があります。

○長澤委員長

多くの工種がある中で、特に農家の自助努力に期待する暗きょ排水を取りあげている意図は何かを確認したかったので質問をしました。

○水資源課濱井課長補佐

排水不良がある地域で排水対策を実施しましたが、排水性の機能を今後とも維持させる観点から暗きょ排水に着目したところです。

○岡村委員

基礎資料の「事業実施による環境の変化」のなかで「家畜糞尿由来の汚水の周辺河川等への流出が無くなるなど、良好な自然環境が保たれている」と記載されていますが、「保たれている」のではなく、「悪化した自然環境が改善された」と書かれたほうがより積極的な評価になるかと思います。

○水資源課濱井課長補佐

そのような方向で評価結果書を見直したいと思います。

○長澤委員長

ご意見がないようなので、このほかにもお気づきの点があれば、総括的な議論の場で発言していただければと思います。

(休憩)

○中山間地域振興課吉野課長補佐

(資料4の詳細説明地区「中山間地域総合整備事業「豊丘地区」」に基づいて説明)

○中原委員

基礎資料 P7 の（３）事業による波及的効果にある５戸の農業者により共同耕作者「みらいファーム」は農業生産法人としての組織体ということでしょうか。

○中山間地域振興課吉野課長補佐

農業生産法人なのか、それとも５戸の農家の共同経営方式となっているのか、組織の形態までは把握しておりません。

○岡村委員

同じ基礎資料 P7 の事業による環境の変化のなかの自然環境において、「トビケラ」が記載されていますが、「トビケラ」というのは生物名の総称であって、正確には「〇〇トビケラ」となります。しかし、個々の名称を把握することは難しいと思われますので、「トビケラの仲間」と記載したほうが適切です。

○長澤委員長

確認をお願いします。

○大熊委員

P7 の「事業による環境の変化」の自然環境のなかに籠マツ工法が採用されているが、生物多様性に配慮した工法なり取り組みは、北海道においてどの程度広まっているのでしょうか。

○水資源課濱井課長補佐

農業農村整備事業は、環境との調和に配慮することが法律に規定されており、田園環境整備マスタープランの中で環境創造をする区域、環境配慮する区域に分けたうえで環境に配慮した整備を進めています。

○大熊委員

環境に配慮した工法が進められつつあるということですね。

○長澤委員長

地区別結果書の一番最後にある事後評価結果のなかで、一段落目は事業を行った成果が簡潔に表現されていますが、二段落目以降は、「今後の課題」としては適切なかもしれませんが、事後評価結果として、ここに記載するのは馴染まないように思いますがいかがでしょうか。

○中山間地域振興課吉野課長補佐

中山間地域において高齢化が進んでいることを踏まえると、担い手の育成や耕作放棄地防止といった課題があることも事後評価結果として捉えるべきと考えて記載しました。

○佐久間委員

耕作放棄地の発生防止や農地集積のための情報収集機能の充実、情報提供体制の整備は国レベルで進められており、厚真町の本地区に対応するような評価とするのか、それとも全国的に農地集積に関する情報提供整備に取り組まれているなかで連携していくと評価するのか、後者を意図しているのであれば、あたかも地元には大きな課題があるかのように事後評価結果のなかには書き込まなくても良いのではないのでしょうか。

○中山間地域振興課吉野課長補佐

二段落目は、削除する方向で検討したいと思います。

○中原委員

現地調査の際、こちらから質問する前に受益者代表のほうから「高齢化が相当に進んでしまっ
て大変である」という声を聞かされたのが印象に残っています。評価のなかで印象めいたこ
とを記載するのは馴染まないと思いますが、一方で、次なる再編の底流があることも無視できな
い。悩ましいところがあります。

○長澤委員長

中原委員が述べられたことは、第三者の意見のなかで盛り込むこととしてはどうでしょうか。

○中原委員

わかりました。

○長澤委員長

それでは、次の地区に移りたいと思います。海岸保全施設整備事業「稀府地区」の説明をお願い
します。

○防災課廣川課長補佐

(資料４の詳細説明地区「海岸保全施設整備事業「稀府地区」」に基づいて説明)

○岡村委員

パワーポイント資料の整備後の状況にある、①と②の違いは何でしょうか。

○防災課廣川課長補佐

①にある浸水被害の解消は、高潮などの影響により飛沫となった海水、場合によっては流水状
の海水が背後農地、又は一般の方が住んでいる背後地に押し寄せ、水となって溜まることによる
浸水被害を解消するといった意味合いとなります。

他方、②は海岸の砂浜自体が侵食を受けていて、砂浜に対する河川からの砂の供給が減少して
いる要因が別途あるものの、低気圧など影響で打ち寄せた波に砂浜が引きずられ、もっていかれ
ている状況にあり、陸地の侵食を防止するといった意味合いが②となります。

○岡村委員

事業実施による環境の変化の自然環境の項目のなかで、農地や宅地の被害が防止されているこ
とを無理に記載するのは違和感があります。

○防災課廣川課長補佐

海岸というのは、農地や宅地ばかりを意味しているのではなく、正確に言うのであれば、海岸
保全区域というのは、満潮時、干潮時の海面の高さを起点とした一定の高さの範囲から決まっ
てくるものです。主文として「海岸の侵食が防止され、安定した海岸の形状が維持されている」こ
とと、その後に目的である「背後農地への浸水被害が軽減されている」としたほうがより適切な

ので、この点を修正したいと思います。

○波多野委員

同じパワーポイント資料の整備後の状況の③ですが、釣人等の海岸への出入りを容易にしたのは波及的効果となるのではないのでしょうか。

○防災課廣川課長補佐

地区別評価結果書の「事業効果の発現状況」の中に「事業実施による波及的効果」の項目には位置付けてはいません。平成13年に改正された海岸法のなかでは、防護に加えて新たに「環境」や「利用」が法的に位置付けられております。このため、波及的効果ではなく、海岸保全基本計画に関する事項のなかで海岸利用に関する内容を記載しています。

○長澤委員長

地区別結果書の2ページ目に、防護面積の変動が記載されていますが、宅地他が4.1ha増えています。一方で、防護戸数は20戸で変わっていないので新たに住宅ができたわけではない。この増加はどのような理由からなのでしょう。農地が転用されたということでしょうか。

○防災課廣川課長補佐

宅地他の区分で農地利用されていない土地であり、耕作放棄地となっている土地が増加しています。

○長澤委員長

その場合の地目は農地のはずですが、農地に区分されない土地が増えたということでしょうか。

○佐久間委員

耕作放棄地であれば、農地に区分されます。非農地になったということではないのでしょうか。

○防災課廣川課長補佐

内容については、現時点で即答できないので事実確認をしてから回答したいと思います。

○長澤委員長

事業によって防護をする区域なので大事なところだと思います。それでは、最後の地区となる草地畜産基盤整備事業の「浜頓別北地区」の説明をお願いします。

○畜産振興課井上課長補佐

(資料4の詳細説明地区「草地畜産基盤整備事業「浜頓別北地区」」に基づいて説明)

○大熊委員

パワーポイントにもでていますが事業の効果のところで草地を整備したことにより良質の牧草が採れて乳量が増加したとあり、高泌乳牛を導入したこともあるでしょうが1頭当たりで年間3000kgほど乳量が増えており、これは一日当たりで計算すると8kgほどになります。草地を整備したことによりこれだけの効果がでてっていると評価して間違いはないのでしょうか。

○畜産振興課井上課長補佐

牛の乳量は、給餌によって変化してきます。良い飼料が得られることで乳量が増えることもありますし、TMRセンターが設立されたことにより、飼料生産は委託され、給餌に関わることはセンターが担い、畜産農家は乳牛の搾乳や生産に特化できるようになりました。

○大熊委員

重ねて申しあげますが、牧草による生産量の増加と言い切ってよいものなのでしょうか。輸入飼料も与えているとは思いますが。

○畜産振興課井上課長補佐

府県では、自給飼料と配合飼料の割合がほぼ同じ程度のところが多いですが、北海道の酪農は、草地酪農といい牧草の利用割合が高いところが特徴的です。牧草の品質によって、乳量への影響はかなりでてくるものと思われます。高泌乳牛を導入したこともあります。その分、給餌量が増えるのでそれに見合う草地が確保された結果になるかと思います。

○長澤委員長

草地面積当たりで飼養頭数が増加したといった比較であれば、事業によって生産量が増加していると判断できますが、戸当たりの飼養頭数の比較であれば、離農した農家の草地を取得した結果規模が拡大し、参加農家の一戸当たりの飼養頭数が増加したということも考えられます。

○畜産振興課井上課長補佐

かなり努力をして飼料作物の作付を拡大したところもあります。計画では、事業参加農家の飼料作物面積を2100haとしていたところ、100haほど多い2,200haまで作付面積が拡大されています。離農跡地以外にも耕作放棄地などを集め草地を拡大して飼料作物を生産しています。

○佐久間委員

1点目は、事業実施による環境の変化のなかの(2)自然環境で「その他の離農跡地も集積した」とありますが、耕作放棄地を集めたということでしょうか。地区外ということではないですよね。

○畜産振興課井上課長補佐

地区外の耕作放棄地を草地にするのは効率が悪くなりますので、地区内の耕作放棄地を集めて飼料作物を生産しています。

○佐久間委員

もう一点は、飼養頭数と草地面積を比較した場合、一頭当たりの草地面積は、事業計画時点の現況よりも評価時点のほうが増加しています。飼料自給率は8%上昇しているものの先程計算したところ、平成18年当時では一頭当たりの草地面積は、0.63haとなり、それに対して平成24年では0.55haとなります。一頭当たりの草地面積が増加しているのにもかかわらず、一頭当たりの泌乳量が増加しているのは、単収と飼料作物の種類の違いがあるということなののでしょうか。

○畜産振興課井上課長補佐

写真にあるとおり、事業実施前では草地の裸地化が進んでいました。北海道の場合、事業を実

施しないとなかなか草地更新をしていただけないところがあります。国としても、適正な草地更新をお願いしていますが、酪農経営では搾乳に力を入れてしまい草地基盤整備にまで手がまわっていません。事業を活用して、草地が更新されたことで混播草地に高タンパク質な豆科の飼料作物が加わり栄養価が高い飼料が生産されています。

○佐久間委員

飼料生産基盤の整備により、飼料作物の生産増加や飼料自給率も高くなり、生乳量の増加といった効果につながっているということですね。

○波多野委員

スラリーストアを5基ほど設置していますが、この効果はどうみているのでしょうか。

○畜産振興課井上課長補佐

家畜排せつ物を直接自然界に流すことはできないので、スラリーストアでしっかり発酵させた上でスラリーとしてバキュームカーで散布し、草地生産の肥料として活用しています。

○波多野委員

草地酪農の経営体を事業によって充実させようというのが、この事業のポイントかと思いますが、物質循環がうまく図られているという評価があるとよいかと思います。事業の特徴としては両面があり、草地基盤整備により生乳生産量が上がったという評価と同時に物質循環が図られている評価があるはずですが、評価書のなかでは見えにくいといった印象です。

○畜産振興課井上課長補佐

基礎資料のP4の2の「事業により整備された施設の管理状況」のなかで肥培管理施設そのものには触れていなく、文言は少ないですが「事業参加者による肥培管理が行われている」と記載しています。

○佐久間委員

波多野委員のご意見からすると、基礎資料のP2で「家畜排せつ物処理施設の整備による資源循環型農業の確立」と記載されているので「資源循環型農業」という文言を評価書の中に盛り込んでいただきたいと思います。また、最後にでてくる「今後の課題等」において、「耕畜連携」の内容が書かれており、他地域での飼料用米の活用を推進していく国の姿勢は理解できますが、「耕畜連携」という意味合いからすると、畜産農家が飼料用米を活用する、それに対して、水田地帯に酪農地帯から何かしらお返しをするといった印象をもっています。「耕畜連携」は、耕種農家と畜産農家の双方から資源を持ち寄るといった意味合いであり、片方がつくったものの対価を支払って、もう片方がその資源を利用するといった意味合いではないかと思います。「耕畜連携」というよりは、むしろ、「飼料用米の活用」としたほうが適切なのではないのでしょうか。

○畜産振興課井上課長補佐

ご指摘を踏まえて、「耕畜連携」という文言は削除する方向で検討します。

○長澤委員長

今の一般的な議論は、北海道全体に言えることであり、本地区に限った課題ではないように思いますが。

○畜産振興課井上課長補佐

本地区は、普通に栽培される青刈りとうもろこしの生産には不向きで牧草しか生産できないようなところでは、少しでも飼料自給率を高めていき、購入飼料の割合を減らしていく必要があるものと考えており、耐寒品種のデントコーンの導入や飼料用米の活用を含めた飼料生産・利用体制の構築が必要であることを課題としました。

○長澤委員長

それでは、一通り詳細説明地区の説明を終えました。これ以外の地区については、事前に事務局から説明をいただいた際に、各委員から意見や質問を投げかけているところです。このことに関して事務局のほうから説明をお願いいたします。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

（資料５の「事前説明における各委員の指摘と回答」に基づいて説明）

○長澤委員長

それでは、ご意見等あればよろしくお願いします。

○岡村委員

29番の中山間地域総合整備事業「豊丘地区」の私の意見等のところに、「公共事業を契機に、地域に生息すべきではない種が生息・繁茂しているといった事例が道内ではよく見受けられる」と記載していますが、これに関連しまして19番の農道整備事業の「沼の上地区」、「南新得地区」の回答のなかで「施工に当たっては、工事に伴い発生するすき取り土を路体法面に覆土し、在来種による法面緑化とする」とあります。実は、これが原因となって外来種が大きく増えているのです。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が制定されていますが、すき取り土のなかに侵略的外来種、外来生物法によれば特定外来種に当たりますが、北海道でいえば「オオハングソン」といった種子がすき取り土のなかに多く混入しており、これを法面で緑化し人為的に増やしてしまうことは問題となり、むしろ環境への逆配慮となってしまいます。北海道で条例が制定されて環境アセスメントのなかでもしっかり注意していくことになりつつあるなかで、既に完了した事業なので、現時点でどのように整理すべきか難しいところです。

○長澤委員長

「今後の課題等」のなかで、今の議論の趣旨を盛り込むか、または「第三者の意見」のなかに技術検討会の意見として一筆入れるか、ということになるかと思います。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

先程、岡村委員が言われた北海道の条例によって定まったのは、いつ頃のお話しでしょうか。

○岡村委員

すき取り土の法面緑化に関する規制が、北海道の条例の環境アセスメントに盛り込まれたのは昨年度であったかと思います。すき取り土自体が悪いわけではありません。侵略的外来種が混入していないすき取り土であれば問題はありますが、なかなかそういうところはないのが実情です。

○農村整備官野中補佐

ご指摘のあった点については、事実として、既に事業を実施してしまった後で当時としてはわからなかったことなので、「第三者の意見」に反映させてもらえればと思います。

○長澤委員長

「第三者の意見」として盛り込んだほうが事後評価の趣旨にも合うかと思います。

南新得地区の凍上抑制層と置換厚について丁寧な回答をいただけていますが、場所が南新得であり置換厚が小さいということで、道路が傷む可能性があるので維持管理については特段の配慮が必要であるといった趣旨を、第三者の意見として盛り込んではいかがでしょうか。

ほかに何かありませんでしょうか。

○農地資源課吉田課長補佐

経営体育成基盤整備事業の基礎資料にある「その他特記すべき事項」の内容について、事業による波及効果という形で地区別評価結果書に盛り込んでみてはどうかという波多野委員からの意見がありましたが、本地区は、事業実施前から環境保全型農業に取り組んでおり、ブランド米である「田楽福米」の生産や栽培技術の向上といった数値的に定量的な評価をすることは難しいですが、地域として取り組みが広がっている実態があれば、定性的評価として書き込みたいと思います。環境保全型農業への取り組みに関しても、地域としての意識が高まっているというところがあれば、積極的に記載していくことを検討したいと思います。

○波多野委員

そうしていただければ、結構かと思います。

○大熊委員

資料5の8の経営体育成基盤整備事業「中篠津南地区」ですが、意見等のなかで「税金が無駄につかわれていなかったかどうかを確認するため」という特異な質問を投げかけているかにみえますが、本当に事業評価をするための基礎データとして検証ができているかという意味で質問をしました。投資効率を算定するうえでの基本となるデータが聞き取りとなっており、聞き取りの内容を検証することは重要なことだと思います。

○土地改良企画課渡邊課長補佐

農家個々から聞き取ることやアンケートを実施することは、道庁を通じて聞き取りをお願いしている部分があり、難しいところがあります。土地改良区や市町村は、事業の施行と管理に深く関与しており、土地改良事業に精通していることから単収や営農の労働時間の情報を聞き取り整理しています。農家個々からの聞き取り結果と一致するとは言えないまでも、評価書は北海道からの協力によって作成しており、道庁の聞き取りの労力を勘案して、土地改良区や市町村を通じた聞き取り結果としています。

○大熊委員

農家個々からの聞き取りを行うべきと言っているわけではなく、収集したデータの精度は、どの程度なのかといった観点でお聞きしました。

○長澤委員長

よろしければ先に進めたいと思います。本日は、長時間にわたって質疑応答をしていただきました。評価結果書については、本日の意見を反映させたものとして修正した後、事務局から各委員に提供していただき、それを確認することとします。

第三者の意見については、今日の意見交換を反映させた形で私と事務局で原案を作成し、取りまとめていきたいと思います。最終的には委員の皆さまの了解を得たうえで公表することとしたいと思います。そのような段取りでよろしいでしょうか。

(各委員から異議なし。)

○長澤委員長

委員の皆様、長時間にわたり審議にご協力いただきありがとうございました。ほかに事務局から何かありましたらお願いします。

○水資源課濱井課長補佐

本日は、いろいろなご意見を頂きありがとうございました。議事の最初に本検討会の運営等で決定されましたように、検討会の議事概要については、発言内容の確認終了後速やかに公表したいと考えています。

また、本日頂きましたご意見につきましては、修正案を事務局で作成の上、各委員に内容の確認をお願いするとともに、委員長が取りまとめられました第三者の意見(案)についても確認をお願いしたいと考えております。

○長澤委員長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了いたします。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

○水資源課濱井課長補佐

以上をもちまして、「北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会」を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございました。